

# 美馬市行財政改革指針

～人口減少に対応するために～

平成28年3月

美 馬 市

## 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1. はじめに .....          | 1 |
| 2. これまでの取組と今後の課題 ..... | 2 |
| (1) これまでの取組 .....      | 2 |
| (2) 今後の課題 .....        | 2 |
| 3. 行財政改革指針 .....       | 4 |
| 4. 実施計画と推進体制 .....     | 5 |

## 1. はじめに

美馬市は、平成18年3月に「美馬市行財政システム改革基本方針」を策定し、第1次実施計画（平成17年度から平成21年度）及び第2次実施計画（平成22年度から平成26年度）を実施することにより、『市民の目線に立って市民とともに進める簡素で効率的・効果的な行財政システムの構築』に努めてきました。

その結果、一定の成果を上げることができたものの、本市を取り巻く状況は依然厳しく、様々な課題が残されています。

その一つとして、急激な人口減少が挙げられます。合併時に36,632人（平成12年国勢調査）であった人口は、平成27年には30,530人（国勢調査速報値）にまで減少し、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、平成52年には20,000人程度になると推計されています。今後は、こうした人口減少に伴う歳入の減少を見越し、行財政全般のさらなる効率化が求められています。

さらに、普通交付税と臨時財政対策債の「合併算定替え」による加算が、平成27年度から逡減し、平成32年度には終了することとなっており、こうした財政状況のもとでは、事務事業の見直しによる、より一層の経費の削減等が必要となってきます。

このようなことから、引き続き、安全かつ良質な行政サービスを確実、効率的に実施するため、本市の行財政改革指針を定めるものです。

## 2. これまでの取組と今後の課題

### (1) これまでの取組

#### ① 職員数の推移（各年度4月1日の職員数）

（単位：人）

| 年 度 | 第1次実施計画 |      |      |      |      | 第2次実施計画 |      |      |      |      |
|-----|---------|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|
|     | 17年度    | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度    | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 職員数 | 557     | 542  | 520  | 499  | 480  | 467     | 459  | 450  | 446  | 436  |

平成27年4月現在の職員数は438人で、平成17年度から119人（21.4%）削減しています。なお、各年度決算における人件費のうち職員給の状況は次のとおりです。

（単位：百万円）

| 年 度 | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職員給 | 3,298.4 | 3,015.7 | 2,927.7 | 2,737.7 | 2,676.7 | 2,596.7 | 2,524.6 | 2,445.9 | 2,220.2 | 2,283.4 |

#### ② 経費節減等の財政効果額

（単位：百万円）

| 年 度 | 第1次実施計画 |       |       |       |       | 第2次実施計画 |      |      |      |       |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|---------|------|------|------|-------|
|     | 17年度    | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度    | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度  |
| 効果額 | 416     | 1,051 | 1,314 | 1,507 | 1,553 | 554     | 523  | 512  | 618  | 860   |
|     |         |       |       | 小 計   | 5,841 |         |      |      | 小 計  | 3,067 |

第1次実施計画、第2次実施計画をあわせて、89億800万円の財政上の効果を得ることができました。なお、各年度末の財政調整基金と減債基金残高の合計額の推移は次のとおりです。

（単位：百万円）

| 年 度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度    | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    |
|------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基金残高 | 721.5 | 889.9 | 892.5 | 1,245.6 | 1,570.5 | 2,563.6 | 3,146.6 | 3,849.6 | 4,152.0 | 5,108.7 |

### (2) 今後の課題

#### ① 合併算定替えの逡減・終了と新算定方法の影響

普通交付税と臨時財政対策債の「合併算定替え」による加算は、平成27年度から逡減し、平成32年度には終了する見込みですが、これに代わる新たな算定方法が国から示されています。「中期財政計画・見通し」による影響額の試算は次のとおりです。（平成26年度、平成27年度は実績値）

（単位：百万円）

| 年 度         | 平成26年度  | 年度27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合併算定替え加算額※  | 1,752.5 | 1,517.2 | 1,226.4 | 876.0   | 525.6   | 175.2   | 0.0     |
| 新算定方式による加算額 | 234.4   | 502.4   | 904.5   | 1,071.4 | 1,203.8 | 1,203.8 | 1,203.8 |

※ 合併算定替え加算額は、新算定方式による加算額がなかった場合の額。なお、太線囲みの額が適用される加算額。

② 人口の将来見通し

(単位：人)

| 年               | 平成27年  | 平成32年  | 平成37年  | 平成42年  | 平成47年  | 平成52年  |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 将来推計人口          | 30,330 | 28,179 | 26,026 | 23,972 | 22,013 | 20,058 |
| 年少人口(0歳~14歳)    | 3,056  | 2,581  | 2,240  | 1,961  | 1,748  | 1,572  |
| 生産年齢人口(15歳~64歳) | 16,371 | 14,469 | 12,910 | 11,798 | 10,735 | 9,535  |
| 老年人口(65歳以上)     | 10,903 | 11,129 | 10,876 | 10,213 | 9,530  | 8,951  |

〈出典〉国提供将来人口推計用ワークシート

人口が減少すると、人口を測定単位とする基準財政需要額が減少し、地方交付税が減少するとともに、生産年齢人口の減少は、市税の減収にもつながります。

一方、年少人口の大幅な減少や老年人口の減少は、行政課題に質的・量的変化をもたらします。

こうしたことから、職員数を増やす環境にない状況で、高度化、複雑化する行政ニーズに的確に対応するためには、個々の職員のレベルアップに加え、職員採用に当たって、こうしたニーズに対応できる人材を確保することが不可欠です。また、限られた人材を新たな行政需要に当たらせるためには、全ての事務事業について、アウトソーシングを含む不断の見直しが必要となります。

### 3. 行財政改革指針

本市を取り巻く情勢や課題を踏まえ、行財政改革の指針を次のとおり定めます。

## 行 財 政 改 革 指 針

### 1. 事務事業の見直し（再編・整理、廃止・統合）とアウトソーシングの推進

限られた人材を新たな行政課題への対応に当たらせるためには、全ての事務事業について見直しを進めるとともに、可能なものからアウトソーシング（民間委託）を推進します。

### 2. 公営企業、一部事務組合、第三セクター、各種団体等の見直し

受益者負担の適正化や、効率的な事務運営の原則は、公営企業や一部事務組合、第三セクター、市が財政負担している各種団体等についても該当します。市と同様不断の見直しを行うとともに、一部事務組合については関係町との協議により必要な見直しを行います。

### 3. 組織・財務・施設マネジメントの強化と定員の適正管理

新たな行政課題には新たな人材の配置が必要になりますが、人口減少や市税・地方交付税の減収見通しを踏まえると、職員数を増やすことは困難です。そこで、組織マネジメントを徹底して行い、限られた人員のなかで人材を有効活用するとともに、公会計改革や財政状況の「見える化」を通じた財務マネジメント、「公共施設等総合管理計画」に基づく施設マネジメントの強化に取り組みます。

### 4. 高度化、複雑化する行政ニーズに対応できる人材の確保・育成

高度化、複雑化する行政ニーズに的確に対応するためには、個々の職員のレベルアップに加え、職員採用に当たって、こうしたニーズに対応できる人材を確保することが不可欠です。人事評価制度を有効に活用し、「美馬市人材育成基本方針」に沿った人材の育成に取り組むとともに、職員の採用方法についても工夫します。

### 5. 自治体クラウドの導入、ICTの活用

情報システムを、他の自治体と共同で外部のデータセンターにおいて管理・運用する取組である「自治体クラウド」の導入を進めるとともに、ICTの活用により事務事業の効率化を図ります。

### 6. 歳入確保対策

経費節減だけでなく、財源の確保のためには歳入確保の取組も重要です。他の自治体の事例を参考にしつつ、「知恵と工夫」により歳入確保対策に取り組めます。

#### 4. 実施計画と推進体制

この指針を、PDCAサイクルにより実行するため、可能な限り具体的な数値目標を設定した実施計画を策定します。

また、美馬市行財政健全化プロジェクト会議は、毎年度、実施計画の進捗状況をチェックし、関係部局に指示するなど、その機能を十分発揮して進行管理に努めるものとします。

〈参考〉

美馬市行財政健全化プロジェクト会議設置規程

平成17年訓令第18号

(設置)

第1条 市の行財政全般にわたる健全で適正なシステムの確立に向けて調査検討するため、美馬市行財政健全化プロジェクト会議(以下「プロジェクト会議」という。)を置く。  
(所掌事務)

第2条 プロジェクト会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 組織及び機構の見直しに関すること。
- (2) 定員管理、給与の適正化及び人材の育成に関すること。
- (3) 財政運営の適正化等効率的な自治体の確立に関すること。
- (4) 市民との協働によるまちづくりに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行財政の健全化に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、プロジェクト会議を代表する。
- 4 本部員は、副市長、事業推進監、教育長、美馬市行政組織条例(平成17年美馬市条例第7号)第2条に規定する部等の長、消防長、議会事務局長、理事、福祉事務所長、木屋平総合支所長、教育次長、総務課長及び秘書課長をもって充てる。

(会議)

第4条 プロジェクト会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、前条第4項に規定する本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(検討調整部会)

第5条 本部長は、個別事項について検討調整させるため、検討調整部会を設置する。

- 2 検討調整部会は、別表に掲げる課等からそれぞれ1人又は2人ずつ当該課等の長が推薦した者(以下「検討調整部員」という。)を充てる。
- 3 前項の規定により、課等の長が検討調整部員を推薦したとき(人事異動等により新たに推薦し、又は変更したときを含む。)は、行財政健全化プロジェクト会議検討調整部員推薦書(別記様式)により、企画総務部企画政策課長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 プロジェクト会議の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクト会議に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表(第5条関係) 省略